

下野市総合計画市民懇話会の会議運営に関する確認事項

1 会議について

会議は、原則として非公開とする。

会議を公開する場合は、会長が会議に諮って行う。

会議を公開する場合の傍聴人の定員は、開催する会場の状況等を勘案して、会長があらかじめ傍聴を認める定員を定める。

会議の傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順により決定する。

傍聴人が、会議の録音、写真撮影(ビデオ撮影を含む)等を希望する場合は、あらかじめ会長の許可を得るものとする。

2 会議資料について

会議資料については、原則として非公開とする。

3 会議録の作成について

会議録は作成しない。(会議メモを作成する。)

4 会議開催にあたっての周知方法について

第1回から第4回までは周知済み。併せて開催前(概ね2週間前)に通知する。

第5回以降は日程調整のうえ、開催前(概ね2週間前)に通知する。